理容所関係で必要な届出について

現場の実態にあわせて届出をお願いします。

１．変更届の提出

①理容所の構造設備を変更した場合
（※大規模に構造設備を変更する場合は、変更届出ではなく新規開設の手続きが必要になる場合があります。あらかじめ保健所までご相談ください。）
②従業員を変更した場合
③管理理容師を変更した場合
④開設した法人の名称、所在地、代表者を変更した場合
⑤開設した個人の住所、氏名を変更した場合
⑥施設名称を変更した場合

２．廃止届の提出

理容所を廃業した場合

３．承継届の提出

①開設者が亡くなり相続人がいる場合
②理容所を開設した法人が合併もしくは分割した場合
③営業を譲渡した場合
②、③の場合は、あらかじめ保健所までご相談ください。

４．その他注意事項

店舗を移動させる場合は、現店舗を廃業し新店舗で新規開設の手続きが必要です。

※不明点、手続きの詳細についてはお問合せください！

問合せ先
八幡浜保健所　生活衛生課　生活衛生係
TEL：0894-22-4111（内線 309）
E-mail：yaw-skt-eisei@pref.ehime.lg.jp